

# 重要事項説明書

令和8年4月1日現在

## 1. デイホーム フレイア 概要

所在地 東京都杉並区荻窪2丁目36番3号

管理者 松本美智子

### (1) 通所介護の内容

ご利用日 月曜日～金曜日

ご利用時間 9:35～12:45 (3時間以上4時間未満)

9:35～15:45 (6時間以上7時間未満)

9:35～16:45 (7時間以上8時間未満)

ご利用定員 1単位目 12名

ご利用可能設備等 別紙一覧表及び図面参照

### (2) 職員の体制および業務内容

管理者： 1名 (従業者の管理、利用申込みの調整、サービス実施状況の記録等)

生活相談員： 1名以上 (通所介護計画書の作成・利用者の生活指導・介護・相談等)

介護職員： 2名以上 (利用者の養護)

調理職員： 1名以上 (食事の調理等)

運転者： 介護職員が兼務 (利用者の送迎)

事務員： 1名 (会計事務)

## 2. サービスの特徴と内容

### (1) 運営の方針

日常生活に近い環境において、通所介護計画に沿った介護及び機能訓練を通し、ご利用者の心身機能の維持を図るとともに、その人格を尊重し、ご利用者の立場に立ったきめ細かなサービスを提供します。

### (2) サービスの内容

① 食 事 ・ おやつとともに手作りを心がけます。

・ 2週間分のメニューを作成し、お渡しします。

② 入 浴 ・ 家庭と同じ浴室でゆっくり入浴していただけます。(簡易式機械浴設備あり)

③ 機能訓練 ・ 可能な限り屋外への散歩に出かけます。

・ 簡単な体操やボール投げなどゲーム感覚でできる訓練を実施します。

④ レクリエーション ・ その日のご利用者お一人お一人の状態に合わせたレクリエーションを決めます。

⑤ 送 迎 ・ 可能な限り、ご自宅の前までの送迎を心がけます。

・ 送迎時間の急な変更は電話等でご家族にお知らせします。

⑥ そ の 他 ・ 毎朝の健康チェック・食後の歯磨き・栄養管理・水分補給等

### 3. 料金

#### (1) 利用料

##### 介護保険利用の場合

##### ① 介護保険給付対象サービスの利用料（令和6年6月改定）

区分	利用料 (提供時間 3 時間以上 4 時間未満)	利用料 (提供時間 6 時間以上 7 時間未満)	利用料 (提供時間 7 時間以上 8 時間未満)
要介護 1	(543) ￥6,027	(880) ￥9,768	(994) ￥11,033
要介護 2	(597) ￥6,626	(974) ￥10,811	(1,102) ￥12,232
要介護 3	(653) ￥7,248	(1,066) ￥11,832	(1,210) ￥13,431
要介護 4	(708) ￥7,858	(1,161) ￥12,887	(1,319) ￥14,640
要介護 5	(762) ￥8,458	(1,256) ￥13,941	(1,427) ￥15,839
入浴加算 I		(40) ￥444	
若年性認知症受入加算		(60) ￥666	
サービス提供体制強化加算 II		(18) ￥199	
送迎減算(片道につき)		(-47) ￥521	合計単位数の 11.1%
介護職員等処遇改善加算 I		所定単位数の 18.1%	
利用者負担金	法定代理受領の場合は、上記金額の 1 割または 2 割または 3 割、ただし利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担率による。		

##### ② 介護保険給付対象外サービスの利用料

項目	費用
食費	昼食 700 円・おやつ 150 円
延長利用(16:45~17:30)	夕食費込み 1,500 円
おむつ・パット代	実費(基本的には持ち込み)
レクリエーション費	実施時は実費

#### (2) キャンセル料

ご利用者のご都合でサービスを中止する場合は下記のキャンセル料(実費)がかかります。

① ご利用日の前日午後 5 時までに連絡があった場合 無料

(ご利用日の前日が休業日の場合はその休業日前日の午後 5 時まで)

② ご利用日当日午前 8 時 30 分迄にご連絡をいただいた場合 食費 850 円

③ ご利用日当日午前 8 時 30 分迄ご連絡がない場合 利用料の全額(1 割分)+食費 850 円

連絡先：電話 070-3887-2471(日中)

午後 5 時以降の連絡方法：留守番電話または fax にて対応いたします。

電話：03-6276-9631 fax：03-6276-9632

#### (3) 利用料金の支払方法

毎月 15 日までに前月分の請求書を発行します。

郵便局からの自動引き落としとなります。(毎月 20 日前後)

銀行振り込みの場合は 三井住友銀行 下井草支店 普通口座 6661972

株式会社フレイア 宛

#### 4. サービスの利用方法

##### (1) サービスの利用開始

ご利用者、ご家族との面談後、通所決定し、契約を結び、通所介護計画を作成した後、サービスの提供を開始します。緊急の場合は、契約締結後、直ちにご利用開始できます。

##### (2) サービスの終了・中止

###### ①ご利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

###### ②当社の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情でサービスの提供を終了させていただく場合があります。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

###### ③自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・ご利用者の要介護認定区分が、要支援または非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合や、被保険者資格を喪失した場合

###### ④健康上の理由によるサービスの中止

- ・当日の健康チェックの結果、発熱および体調不良の場合、サービスの内容の変更または中止することがあります。その場合はご家族に連絡の上、適切に対応いたします。

###### ⑤その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が倒産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・ご利用者がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内にお支払いがない場合、又はご利用者やご家族などが、当社や当社のサービス従業者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

#### 5. 緊急時等の対応

##### (1) 事故または病状の急変時

直ちにご家族にご連絡するとともに主治医や医療機関への連絡をします。

ご家族氏名：

連絡先：

主治医氏名：

連絡先：

##### (2) 非常災害対策

- ① 消防署の指導の下、消防計画を作成します。
- ② 消防計画に基づき避難訓練及び防災訓練を実施します。（年2回）
- ③ 消火器の設置
- ④ 防災用品・食料の備蓄

## 6. サービス内容に関する相談、要望、苦情等

### ①ご利用者相談窓口

担 当：管理者または生活相談員

連 絡 先：電話 070-3887-2471

受付時間：月曜日～金曜日・午前 10 時～午後 5 時

### ②その他

当事業者以外に、区市町村の相談苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

杉並区保健福祉部介護保険課 電話：03-3312-2111（代表）

## 7. 当社の概要

事業者：株式会社フレイア

代表者：代表取締役 永井由利子

所在地：東京都杉並区荻窪2丁目36番3号

定款に定めた事業：

1. 有料老人ホームの経営
2. 介護保険法による居宅介護サービス事業及び介護予防サービス事業
3. 在宅介護サービス
4. 高齢者、障害者の移送サービス
5. 福祉、介護、保健衛生にかんするコンサルティング
6. 介護者に対する研修業務
7. 介護要員の為の研修、養成、指導及び紹介
8. イベントの企画、運営
9. 労働者派遣事業
10. 不動産の賃貸並びにその所有、管理及び利用
11. 前各号に附帯する一切の業務

以上

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書、及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者

所在地：〒167-0051 杉並区荻窪2丁目36番3号

事業者名：株式会社フレイア

事業所名称：デイホーム フレイア

事業所番号：1391500491

印

説明者

氏名：

\_\_\_\_\_

私は、契約書、及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者

住所：〒

\_\_\_\_\_

氏名：

印

\_\_\_\_\_

代理人

住所：〒

\_\_\_\_\_

氏名：

印

\_\_\_\_\_